

# 令和2年度大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金について

## (目的)

地震による災害から村民の生命、身体及び財産を保護するため、ブロック塀等を除却または改修しようとする工事に対し、補助金を交付するものです。

## (申請受付期間) 令和2年4月1日から令和2年3月15日まで

※工事着手の前に申請し、期間中に工事完了届を提出する必要があります。

※申請受付は、予算がなくなり次第終了いたします。

## (補助の対象となるブロック塀等)

次のすべての項目に該当するコンクリートブロック、石造、レンガ、その他の組積造による塀や門柱を除却及び改修する工事が補助対象となります。

①道路、公共施設に面するもの。

②基礎及び擁壁を含む高さが道路面から1メートルを超えるもの。ただし、擁壁上に設置してある場合は60センチメートルを超えるもの。

③除却または改修工事について、村の他の補助金(利子補給を含む)を申請または受給していないこと。

※組積造(そせきぞう):石・れんが・コンクリートブロック等を積み上げて作る建築物の構造のこと。

## (補助金の交付を申請できる方)

敷地の所有者または所有者の世帯員。敷地の所有者が法人である場合には、法人の代表。

かつ、申請者の世帯が、本村に納付すべき税、各種使用料等の滞納がない場合。

## (補助金の額)

次のいずれかの額のうち、少ないほうの額に1/2を乗じた額です。1/2を乗じた額に千円単位未満がある場合は切り捨て、15万円を上限とします。

○ブロック塀等の除却または改修に実際にかかった額

○除却または改修したブロック塀等の面積1平方メートルあたり7,500円を乗じた額

※この補助金の詳細については、補助金交付要綱をご覧ください。補助金交付要綱及び補助金交付申請書等の様式は役場地域整備課でお渡ししているほか、村ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

※ブロック塀等の状況によっては、補助金を受けられない場合がありますので、事前に工事の概要をご相談くださるようお願いいたします。

この補助金に関するご相談は、役場地域整備課維持管理係  
(電話 75-2111 内線 224) にお問合せください。